

入札公告

制限付き一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の6の規定により、下記のとおり公告する。

令和5年1月17日

石巻市長 齋藤正美



記

1 制限付き一般競争入札に付する事項

- (1) 件名 石巻市雨水排水施設維持管理業務
- (2) 業務場所 別紙仕様書のとおり
- (3) 業務期間 令和5年3月1日から令和10年2月29日まで（5年間）
- (4) 支払条件 毎月均等払いとする。ただし、毎月の支払いに端数が生じる場合、その端数は、初回の支払いに合算する
- (5) 入札方式 制限付き一般競争入札（入札前資格審査型）
- (6) 落札決定方式 総額決定

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 石巻市契約規則（平成17年石巻市規則第57号。以下「契約規則」という。）第3条第2項に定める競争入札参加資格承認簿（以下「承認簿」という。）の「役務提供」に登録されたもので、入札日（開札日）において、アに掲げる全ての要件を満たす単体企業又はイに掲げる全ての要件を満たす共同企業体であること。

なお、一の企業は、単体企業又は共同企業体のいずれかの形態をもってしか当該入札に参加することはできず、一つの共同企業体の構成員として参加するときは、他の共同企業体の構成員として参加することができない。

ア 単体企業の資格に関する事項

- (ア) 下水道法施行令（昭和34年政令第147号）第15条の3各号に掲げるいずれかの資格を有する者（本公告時点で、3か月以上の雇用関係にある者に限る。イ(ア)において同じ。）を管理技術者として本業務に配置できること。
- (イ) 石巻市内に本店を有すること。

イ 共同企業体の資格に関する事項

- (ア) 構成員のうち代表構成員については、下水道法施行令第15条の3各号に掲げるいずれかの資格を有する者を管理技術者として本業務に配置できること。

- (イ) 構成員のうち代表構成員については、石巻市内に本店を有すること。
 - (ウ) 代表構成員以外の構成員は、石巻市内に本店を有すること。
 - (エ) 共同企業体は、一の代表構成員と一又は二以上の代表構成員以外の構成員により構成すること。
 - (オ) 代表構成員の出資割合の比率は50パーセント超とし、代表構成員以外の各構成員の出資割合の比率は5パーセント以上とすること。
- (2) 次に掲げる者は、入札に参加することができない。
- ア 入札参加資格を有しない者
 - イ 令第167条の4に規定する者
 - ウ 石巻市競争入札参加資格者指名停止等措置要綱（平成17年石巻市告示第180号）第2条第1項の規定による指名停止又は同要綱第12条第1項から第3項までの規定による指名回避を受けている者
 - エ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされた者。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る更生計画認可の決定があった場合にあっては、当該申立てがなされていない者とみなす。
 - オ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされた者。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、当該申立てがなされていない者とみなす。
 - カ 石巻市入札契約に係る暴力団等排除要綱（平成20年石巻市告示第268号）別表各号に規定する要件に該当する者
 - キ 業務全般に関し、不正又は不誠実な行為の疑いにより、地方公共団体が契約を締結するに、不適當な相手方に該当するおそれがある者
 - ク 国税及び地方税を滞納している者

3 入札日程

手続等	期間・期日・期限	場所等
仕様の閲覧	令和5年1月17日（火）から 令和5年2月10日（金）まで	石巻市ホームページで公開する。
仕様書等に対する質問の受付	令和5年1月17日（火）から 令和5年1月23日（月）午前 10時まで	ファクシミリ又は電子メールにより提出すること。 なお、電子メールで送信の際は「公告第●号の件」と件名を付すこと。
質問への回答	令和5年1月26日（木） （入札参加資格者には入札前 資格審査結果通知に併せて 回答する。）	質問提出事業者及び入札参加資格者にファクシミリ又は電子メールにより回答する。

入札前資格審査用一般競争入札参加申請書の提出 （「一般書留」又は「簡易書留」で郵送）	令和5年1月30日（月） 午後5時必着 封筒の表に公告番号、件名とともに「入札参加資格審査申請関係書類在中」と朱書きし、郵送した日に右記連絡先へ電話連絡すること。	宛て先 〒986-8501 石巻市穀町14番1号 石巻市建設部下水道管理課 維持管理係 電話番号 0225-95-1111(内線 5684)
入札前資格審査結果及び現場説明会案内の通知日	令和5年2月1日（水）	ファクシミリ又は電子メールにより通知する。
現場説明会（施設見学）	令和5年2月6日（月）	北北上運河右岸第二排水ポンプ場
入札書及び積算内訳書の提出 （「一般書留」又は「簡易書留」で郵送）	令和5年2月13日（月） 午後5時 必着 封筒の表に公告番号、件名とともに「入札書類在中」と朱書きし、郵送した日に右記連絡先へ電話連絡すること。	宛て先 〒986-8501 石巻市穀町14番1号 石巻市建設部下水道管理課 維持管理係 電話番号 0225-95-1111(内線 5684)
入札日（開札日）	令和5年2月14日（火） 午前10時	

（注） 入札公告日から仕様書等に対する質問への回答日までの間に、仕様書等の訂正及び追加を行う場合がある。入札に参加する者は仕様書等の訂正及び追加内容を確認するとともに、質問への回答を確認の上、入札書を提出すること。

4 入札参加申請

本公告に示した入札に参加しようとするものは、前記3に示す期限、場所等を厳守し、次の(1)から(4)までに掲げる書類及び各様式において添付を求める書類各1部を一般書留又は簡易書留により郵送で提出し、前記2に掲げる資格を有することの審査を受けなければならない。

なお、期限までに入札参加申請に係る書類を提出しない者及び入札参加者に必要な資格を認められなかった者は、本入札に参加することができない。

- (1) 入札前資格審査用一般競争入札参加申請書（単体企業は別記様式第1号を、共同企業体は別記様式第2号を提出すること。）
- (2) 管理技術者に関する調書（別記様式第3号。管理技術者として本業務に配置する予定の者（本公告時点で、3か月以上の雇用関係にある者に限る。）が下水道法施行令第

15条の3各号に掲げるいずれかの資格を有することを示すこと。)

(3) 会社概要調書(別記様式第4号)

(4) 共同企業体協定書(別記様式第5号。共同企業体で入札に参加を希望する事業者は提出すること。)

5 入札参加資格の審査結果の通知

(1) 入札参加資格審査書類を提出した者の審査結果については、制限付き一般競争入札参加資格審査結果通知書により通知する。

なお、この通知は、ファクシミリ又は電子メールにより行う。

(2) 「制限付き一般競争入札参加資格審査結果通知書」により入札への参加資格を認められた者であっても、令和5年2月3日(金)午後5時までは、入札を辞退することができる。この場合、辞退届(別記様式第6号)を提出すること。

6 入札保証金に関する事項

入札保証金は、免除する。

7 最低制限価格

最低制限価格は、設けない。

8 入札書の提出

本公告に示した入札に参加しようとする者(入札参加者に必要な資格を認められたものに限る。)は、前記3に示す期限・場所等を厳守し、前記5の入札参加資格審査結果通知書を受領した後、入札書(別記様式第7号)及び積算内訳書(任意様式)を中封筒に封かんした二重封筒で一般書留又は簡易書留で郵送により提出すること。

なお、一般書留又は簡易書留での郵送以外の方法で入札書及び積算内訳書を提出した場合は、無効とするので注意すること。

9 落札者の決定等

(1) 入札を行った者のうち、予定価格以下で最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。

(2) 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の消費税及び地方消費税に相当する額を加算した額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか否かを問わず、見積もった契約希望額から消費税及び地方消費税に相当する金額を控除した金額を入札書に記載すること。

10 入札の回数

(1) 開札の結果、予定価格以下で最低の価格の入札がない場合は、再度入札を行うもの

とし、再度入札の回数は、1回とする。

なお、再度の入札を行う場合も、入札書に併せて積算内訳書の提出が必要となる。

- (2) 初度の入札で無効となる入札をした者及び初度の入札に参加しなかった者は、再度の入札に参加することができない。
- (3) 入札の結果、落札者が決定しなかった場合には、令第167条の2第1項第8号の規定による随意契約に切り替える。

1.1 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。また、無効の入札をした者を落札者としていた場合は、落札決定を取り消す。

- (1) 本公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (2) 入札前資格審査用一般競争入札参加申請書等提出書類に虚偽の記載をした者のした入札
- (3) 入札時点で前記2(1)に掲げる要件を満たさない者のした入札及び前記2(2)に掲げる者のした入札
- (4) 入札書への金額その他重要事項の記載が不明確な入札
- (5) 入札書へ鉛筆等の修正可能な筆記用具を使用して記載した入札
- (6) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札
- (7) 入札書への記載金額を訂正した入札
- (8) 入札書への記載金額、商号又は名称、氏名、印影又は重要な文字が誤脱した又は不明な入札
- (9) 入札条件に違反した入札
- (10) 公正な価格を害し、又は不正の利益を図る目的をもって連合する等私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)に抵触する行為その他の不正の行為を行ったとき。
- (11) 前各号に掲げるもののほか、入札に際し不正の行為があったとき。

1.2 入札結果について

本入札の結果が確定した場合は、その結果を入札者に対しファクシミリ又は電子メールにより通知する。

1.3 契約保証金に関する事項

契約保証金は、免除する。

1.4 その他

- (1) 本公告の入札に係る入札参加申請書類、入札書及び積算内訳書の作成及び提出に係る費用は、入札参加申請者及び入札参加者の負担とする。また、入札参加申請者及び入

札参加者から提出された書類は返却しない。

- (2) 入札に参加する者は、入札公告のほか、別紙仕様書、契約規則及び関係法令を遵守すること。
- (3) 入札に必要な書類について、前記4に提示した書類以外にも必要に応じ、提出を求めることがある。
- (4) 落札者は、この業務に係る供給契約を締結した後において、入札が契約規則第13条第1項第4号に該当する行為によるものであったことが明らかになった場合は、当該契約金額の100分の20に相当する額の損害賠償金を支払わなければならない。
- (5) (4)の場合において、実際に生じた本市の損害額が、(4)に規定する損害賠償金の額を超える場合は、その超える額につき、なお請求することを妨げない。(4)の規定により落札者が損害賠償金を支払った後に、実際の損害額が(4)の規定による損害賠償金の額を超えることが明らかとなった場合も、同様とする。
- (6) 入札参加申込書等に虚偽の記載をした場合は、当該入札参加申込書等を無効とするとともに、虚偽記載をした者に対して指名停止を行う場合がある。
- (7) 仕様書等に対する質問がある場合は質疑応答書(別記様式第8号)により行うこと。
- (8) 本件公告に関し、不明な点は、石巻市建設部下水道管理課に照会のこと。

住所 〒986-8501 宮城県石巻市穀町14番1号

電話 0225-95-1111(内線5684) FAX 0225-95-3175

Eメールアドレス: issewadmin◆city.ishinomaki.lg.jp

(注意) 石巻市建設部下水道管理課宛てに電子メールを送信するときは、上記Eメールアドレス中「◆」を「@」に置換えて送信すること。